

京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 62号

京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第6号中「5級」を「4級」に改め、同条第8号及び第9号を削り、同条第10号中「5級」を「4級」に改め、同号を同条第8号とし、同条第11号中「5級」を「4級」に改め、同号を同条第9号とし、同条第12号中「5級」を「4級」に改め、同号を同条第10号とし、同条第13号から第17号までを2号ずつ繰り上げ、同条第18号を同条第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

(17) 前各号に掲げる職員のほか、これらの職員と同等の職にある職員

第4条第1項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「第75条第1項の」を「第67条の11第1項に規定する」に改める。

第8条第1項後段中「区民部長」を「地域力推進室長」に改める。

第11条第4号中「7級」を「6級」に改め、同条第6号及び第7号を削り、同条第8号中「7級」を「6級」に改め、同号を同条第6号とし、同条第9号中「7級」を「6級」に改め、同号を同条第7号とし、同条第10号中「7級」を「6級」に改め、同号を同条第8号とし、同条第11号から第13号までを2号ずつ繰り上げ、同条第14号を同条第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 前各号に掲げる職員のほか、これらの職員と同等の職にある職員

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(行財政局コンプライアンス推進室)